

平成20年4月からはじまる後期高齢者医療制度

ポイント1 後期高齢者医療制度の対象者

○75歳以上の人 ○一定の障がい（寝たきり等）がある65歳以上の人で、大分県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

後期高齢者医療制度の対象者は、現在加入している国民健康保険や被用者保険（会社等の保険）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

75歳以上の国民健康保険加入者

75歳以上の被用者保険（会社等の保険）の被保険者・被扶養者

一定の障がい（寝たきり等）がある65歳以上の人で、大分県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

後期高齢者医療制度の被保険者

（※老人保健制度の対象者は、引き続き後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、手続きは必要ありません。）

ポイント2 運営主体・窓口業務

- 運営主体は、大分県後期高齢者医療広域連合です。
- 保険料の徴収・窓口業務（各種届出の受付等）は、市町村で行います。

ポイント3 保険証

- 「後期高齢者医療被保険者証」が1人に1枚交付されます。
平成20年4月以降、現在、医療機関等にかかる際に提示している、「被保険者証」「老人医療受給者証」は使用できません。新しく交付される「後期高齢者医療被保険者証」1枚を窓口で提示し受診してください。

ポイント4 保険料

- 被保険者である高齢者一人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額との合計額となります。ただし、保険料額の上限は50万円（年額）となっています。

$$\text{保険料} = \text{①均等割額} \text{（一人当たりいくらと計算）} + \text{②所得割額} \text{（所得に応じて計算）}$$

- 大分県における均一保険料（年額）の計算について
①均等割額…47,100円 ②所得割額…基礎控除後の総所得金額等×8.78%（所得割率）
※保険料率（均等割額・所得割率）は、（平成19年11月19日開催）平成19年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会にて決定されました。なお保険料率については2年ごとに見直されます。

《保険料の軽減措置》

- 所得の少ない人については、世帯の所得に応じて①均等割額が軽減（下表参照）されます。（特に申請等は必要ありません。）

《表》

同一世帯の被保険者及び世帯主の合計総所得金額等が下記の基準を超えない世帯		均等割額の軽減割合
(1)	基礎控除額（33万円）	7割
(2)	基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（※） ※被保険者である世帯主を除く	5割
(3)	基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数	2割

- 被用者保険（会社等の保険）の被扶養者だった人
被用者保険の被扶養者としてこれまで保険料を負担していなかった人は、激変緩和措置が適用され後期高齢者医療の被保険者となった月から2年間は、①均等割額が5割軽減され②所得割額は課されません。
なお、平成20年度においては特例措置として、4月から9月までの半年間は、保険料の負担はありません。また10月から3月までの半年間の保険料は、①均等割額（年額）の半年分（47,100円×1/2=23,550円）から9割軽減された額（2,300円）になります。